

令和7年度

# 中学校生活のてびき



倉敷市立郷内中学校

# 目 次

学校教育目標	2
校 歌 ／ 生徒会の歌	3
校舎配置図	6
日 課 表	7
一日の生活	8
生徒会会則	9
生徒会役員選挙規則	11
生活・学習	12
1 登 下 校	12
2 自転車通学／通学路	12
3 礼 法	14
4 服装・頭髪等のきまり	14
5 校 内 生 活	16
6 校 外 生 活	16
7 中学校で学力を身につけるために	16
8 学 習 規 律	17
9 テ ス ト	17
10 テストの受け方	17
11 諸届（学割交付願申請書、出席扱い許可申請書、罹患報告書）	18
特 別 活 動	19
1 学級活動	19
2 生徒会活動	19
3 学校行事	19
体育館使用規定／武道場使用規定／図書館閲覧貸出規定	20
学 校 保 健	21
給 食	23
清 掃	25
諸経費について	26
学用品等の購入について	26
部 活 動	27
体操服・ラスターネームについて	29

## ◇ 学校教育目標

人間尊重の精神を基底に、民主的な社会人となる素養を育成する。

- 1 みずから求め、すすんで行い、自己にきびしい生徒
- 2 心身ともに健康で、ねばり強くやりぬく生徒
- 3 おたがいの立場を考え、協力できる生徒

## ◇ 信 条

- 自 主
- 根 気
- 協 力

## ◇ めざす学校像

「生徒が主役の学校」

笑顔・秩序・信頼

# 校 歌

作詞・作曲 武鑓 静夫

**発射と ♪ = 100~120拍**

き ほ は の は め て  
き ほ く う に ん ひ の  
な が る の そ し に や  
な び 一 え か き ち  
あ か い る う か の に  
あ ひ に は た ウ ち る  
あ あ う う う し の  
あ な び う か や は  
つ ど う わ い 一 れ と う し の  
つ い き こ う か ど し ょ

四、

次代じだいを背負せおうわかき身の  
希望けいせつを胸に友情と  
師弟じだいの愛のうつくしく  
むつみ励はげまんこの庭に  
永久とわに栄はえあれわれが母校

三、校風こうふうきよく身におさめ  
学操がくそうふかく魂たまに彫ほる  
教きょうえの道みちを究きゅうめんと  
螢けい雪せつを積のむわが友ともの  
学がくぶ姿すがたに光ひあれ

# 校友歌 生徒会の歌

作詞・作曲 武鑓静夫

1. やつはまくるなえまみにだあよあ一一おりさくてくめしはぐをならよわせめかてばく  
2. 3.

ごくうがくなしきいじみがあき一一わいよにのきかみかげちんうびばつきせすにや  
ごくうがくなしきいじみがあき一一わいよにのきかみかげちんうびばつきせすにや

こあきのしみうたひにつるにるくこーがーしんえーきのすまじもなしょびやしきーうそさーにりえ  
こあきのしみうたひにつるにるくこーがーしんえーきのすまじもなしょびやしきーうそさーにりえ

すゆすくむーわべーにーのーれささらとちがるをせておいんもとーかーのーすーいりる  
すゆすくむーわべーにーのーれささらとちがるをせておいんもとーかーのーすーいりる

4. 瀬戸の夕陽を 身に染めて  
若き血潮の 腕に打つ  
ああ紺碧の 大空を  
傾け飛ばす 白き球

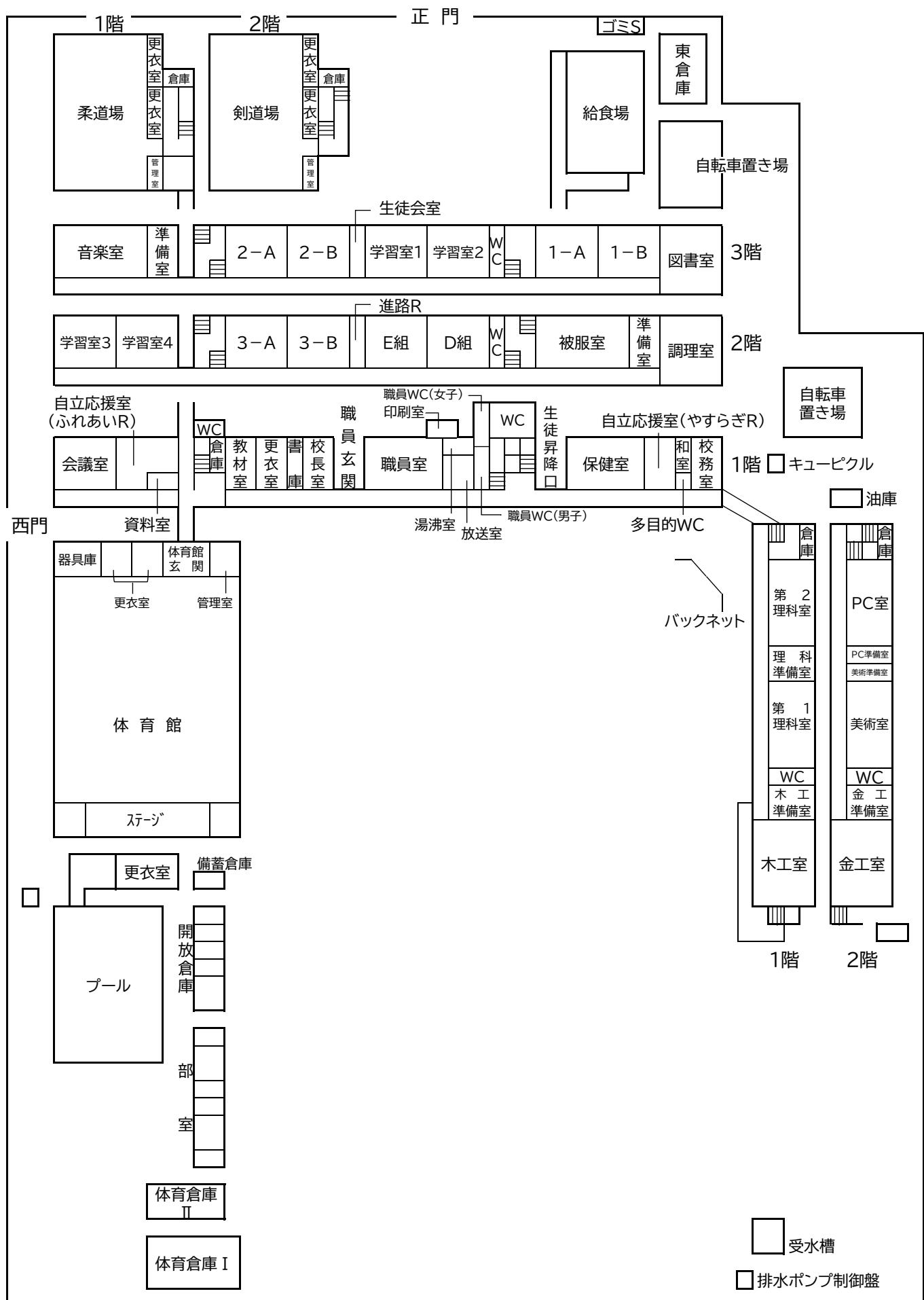
5 今日も 1日の 研鑽に  
頬かがやかせ 帰り路を  
仰ぐ瞳に ほのぼのと  
月こそかかれ 蟻峰山

6 この身この友 この秩序  
高き理想の 若人が  
スクラム組んで 励むなる  
精神に掛けし 自主の旗

7 学びの園の いとなみは  
清き知性と 友愛に  
その温き 協和もて  
いよよ高めん わが校風

8 めぐる三度の 春秋に  
いざおしみなく 次の世を  
築かんいのち 鍛うべき  
郷中健児に栄あれ

倉敷市立郷内中学校 教室配置図(令和7年度)



# 日 課 表

	6 校 時 の 日	5 校 時 の 日
入 室	～8：30	～8：30
朝 の 会	8：30～8：45	8：30～8：45
1 校 時	8：55～9：45	8：55～9：45
2 校 時	9：55～10：45	9：55～10：45
3 校 時	10：55～11：45	10：55～11：45
4 校 時	11：55～12：45	11：55～12：45
給 食	12：45～13：15	12：45～13：15
休 憩	13：15～13：40	13：15～13：40
5 校 時	13：40～14：30	13：40～14：30
6 校 時	14：40～15：30	
清 掃	15：30～15：45	14：30～14：45
帰りの会	15：50～16：00	14：50～15：00

※場合によって変更もあり得る。

# 一 日 の 生 活

始業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路を通り、交通ルール・マナーを守って登校する。</li> <li>○午前8時30分までに入室し、準備をし朝読書を始める。</li> <li>○規定の頭髪や服装で登校し、学習に不必要なものは持参しない。</li> <li>○あいさつ、会釈と言葉づかいに気をつける。</li> </ul>
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の司会により、朝の会を進行する。</li> <li>○出欠の確認、健康観察と服装・頭髪点検・衛生チェックをする。</li> <li>○日程、委員会活動、係活動の確認をする。</li> </ul>
授業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○忘れ物をしない。</li> <li>○チャイムまでに着席する。</li> <li>○あいさつをきちんとする。</li> <li>○姿勢を正し、私語をせず授業に集中する。</li> </ul>
休憩時 (10分間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「礼」が終わったら、片付けをし、次時の準備をする。</li> <li>○特別教室への移動は、教室内を整頓し戸締まりをして、休憩時間内に移動を完了する。</li> <li>○校舎内で暴れない。(ガラスには特に注意する)</li> <li>○屋外に出て遊ばない。</li> </ul>
給食・ 休憩時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業終了後、直ちに準備に取りかかる。</li> <li>○全員そろってきちんとあいさつをして、楽しく食事する。</li> <li>○予鈴を守り、5校時の準備をする。</li> </ul>
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業終了後、すぐに清掃場所へ移動する。</li> <li>○分担場所で、時間いっぱい清掃する。</li> <li>○用具の片付けをきちんとする。</li> </ul>
帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の司会により、帰りの会を進行する。</li> <li>○一日の反省をする。</li> <li>○各係は連絡事項を正確に伝達する。</li> <li>○「生活ノート」に必要事項を記入する。</li> </ul>
放課後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当番は、教室の戸締まり、消灯を確認する。</li> <li>○放課後の活動（部活動を含む）をするときは、活動場所に荷物を持って行く。</li> <li>○下校時刻を守る。</li> <li>○通学路を通り、寄り道・買い物等はしない。</li> </ul>

# 倉敷市立郷内中学校 生徒会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、倉敷市立郷内中学校生徒会と称する。

第2条 本会は、倉敷市立郷内中学校生徒全員によって組織する。

第3条 本会は、会員の自主的精神に基づく自治活動によって、楽しく秩序ある学校生活をつくりあげることを目的とする。

## 第2章 役 員

第4条 本会は、次の役員をおく。

会長1名、副会長2名（男女各1名）

書記2名（男女各1名）、会計2名（男女各1名）

第5条 役員の任期は一年間とし、改選は10月とする。

第6条 役員の任期は次のとおりである。

(1) 会長は、生徒会を代表して会務を統率する。

(2) 副会長は、会長を助け、会長に支障があるときはその代理をする。

(3) 書記は、生徒総会、評議員会の議事の作成および記録をする。

(4) 会計は、顧問の指導のもとに、会計の事務をとる。

第7条 役員の改選は、生徒会役員選挙規則により行う。

## 第3章 生 徒 総 会

第8条 生徒総会は、全会員の集まりで本会の最高議決機関である。

第9条 生徒総会では、次のことを審議する。

(1) 年間の活動

(2) 予算および決算

(3) その他、会則の改正等

第10条 生徒総会は、年1回（常会）とし、評議員会の申請により臨時総会を召集することができる。

第11条 生徒総会の議長は、会員の中から2名を選出する。

## 第4章 評 議 員 会

第12条 評議員会は、会長、副会長、書記、会計および各学級で選出された学級委員（男女各1名）で構成する。ただし、必要に応じて各専門委員長、部長を招集できる。

第13条 評議員会は、総会に代わる議決機関とし、原則として月1回開き、必要に応じて臨時に招集できる。

第14条 評議員会では、次のことを行う。

(1) 予算案、決算案の作成

(2) 生徒総会・生徒会行事の企画、学校行事への参画

(3) その他、会員より提出された問題についての協議対策

第15条 評議員会での決議事項は、会員に知らせる。

第16条 学級委員の任期は半年とし、再任は妨げない。

## 第5章 専門委員会

第17条 専門委員会は、本会運営のためおかれる。

第18条 専門委員会は、次の委員会を設ける。

学級……学級・学年に関する活動の計画と運営

体育……体育関係行事に計画と運営

保健……保健衛生に関する活動の計画と運営

文化……文化的行事、報道活動の計画と運営

図書……図書に関する活動の計画と運営

給食……給食に関する活動の計画と運営

環境……校内美化に関する活動の計画と運営

第19条 専門委員は、各学級より選出する。

第20条 各専門委員会には、委員長1名、副委員長1名をおく。

第21条 専門委員の任期は、半年とし、再任は妨げない。

## 第6章 部活動

第22条 部活動は、同好者をもって組織する。

第23条 部活動の設置は、原則として、年度初めとする。

第24条 各部には、部長、副部長をおき、顧問の指導のもとに活動する。

## 第7章 付則

第25条 この会則は昭和50年4月1日より実施する。

第26条 本会は、生徒会費により運営する。

# 倉敷市立郷内中学校 生徒会役員選挙規則

## 第1章 総 則

- 第1条 この規則は、生徒会役員の選挙が、公正に行われることを目的とする。
- 第2条 この規則は、生徒会の会長1名、副会長（男女各1名ずつ）、書記（男女各1名ずつ）、会計（男女各1名ずつ）の選挙のためのものである。  
※各役員の任期は、委任状を受けた日より、1年間とする。
- 第3条 選挙が正しく行われるために、選挙管理委員会を置く。

## 第2章 立 候 補

- 第4条 会員は、会長、副会長、書記、会計のいずれか1つに立候補できる。  
(但し、3年生は任期1年のため立候補できない。)
- 第5条 立候補に際しては、応援者5名以内（内、応援責任者1名）を同時に届け出る。
- 第6条 立候補期限までに、立候補の無かった役職については、新たに期限を設ける。

## 第3章 選 挙 運 動

- 第7条 選挙運動の期間・方法などについては選挙管理委員会の決定に従う。

## 第4章 投 票

- 第8条 投票は、選挙管理委員会が作成した用紙を用い、無記名投票とする。
- 第9条 立候補者数が、定数と同じ場合は信任投票とし、有効投票数の過半数で信任とする。
- 第10条 開票の結果、次の者を当選者とする。  
(1) 会長に、最多数の票を得た者。  
(2) 副会長、書記、会計では、男女別に最多数の票を得た者。
- 第11条 次の投票は、無効とする。  
(1) 正規の投票用紙を用いていないもの。  
(2) 各役職について、複数の候補者を選んでいるもの。（※副会長、書記、会計は男女別）  
(3) どの候補者に投票したか、判別できないもの。

## 第5章 選挙管理委員会

- 第12条 選挙管理委員会は、各学級1名の選挙管理委員によって構成され、委員長1名、副委員長1名を選出する。
- 第13条 委員が生徒会役員に立候補したときは、選挙管理委員をやめ、その学級から1名の委員を選出し、引き継ぐ。
- 第14条 委員の任期は、選挙が始まってから、役員の選出が終わった時までとする。
- 第15条 選挙管理委員は、特定の候補者の応援をしてはならない。
- 第16条 選挙管理委員会は、次の仕事を行う。  
(1) 選挙についての細則（選挙運動期間、方法など）の決定。  
(2) 選挙の告示  
(3) 立候補届け出用紙、ポスター用紙の準備  
(4) 立候補者の受付  
(5) 立候補者一覧表または選挙広報の作成  
(6) 立会演説会の運営  
(7) 投票用紙の作成  
(8) 投票、開票の事務  
(9) 当選者の認定（当選証書の発行）と得票結果の発表  
(10) その他、選挙に必要な事務

## 第6章 付 則

- 第17条 選挙に関するすべての最終決定は校長が行う。

# 生 活 ・ 学 習

けじめある楽しい中学校生活を送りましょう。

## 1 登 下 校

- (1) 始業・終業の時刻は次のとおりとする。

始業時間 午前 8 時 30 分

終業時間 午後 4 時 05 分

- (2) 下校時刻は午後 4 時 50 分とする。用事のない生徒は速やかに下校する。日没後および 10 月中旬から、最終下校時刻以降は必ず夜光たすきを着用する。課外活動・部活動は指導の先生の指示に従って活動する。最終下校時刻の詳細については、27 ページを参照すること。
- (3) 登下校は、交通ルール・マナーを守り、指定された通学路を通る。
- (4) 登下校時の寄り道、買い物等はしない。
- (5) 欠席・遅刻・早退の時には、必ず先生に届ける。なお、欠席・遅刻の場合は午前 8 時 20 分までに保護者が連絡する。早退の場合は帰宅後、必ず学校に連絡をする。
- (6) 登下校時には学用品は学校規定の 3WAY バックに入れ、それ以外で必要があれば学校規定のナップサックを使用する。
- (7) 菓子・マンガ・雑誌・ゲーム機・携帯電話等、学習に不必要的物や余分なお金は学校には持てこないようとする。
- (8) 登校後は無断で校外に出たり、校外からの訪問者と接触したりしてはいけない。

## 2 自 転 車 通 学

- (1) 許 可 区 域

林(熊坂、碧山荘より南)、木見(下木見公園から南)、尾原、福江、串田(串田橋南三叉路から北)、曾原(曾原公会堂から西) ※ 上記以外で特別な事情のある人は届け出て、許可を得ること。

- (2) 通学用自転車は次の条件を満たし、点検を受け、鑑札を交付されたものでなければならない。

- ① 身体の大きさにあったもの。(サドルにまたがって両足が地面につく)
- ② ハンドルは、ドロップ・セミドロップ・アップ・ショート(一文字)でないもの。
- ③ ブレーキ・ベル・ライト・反射板・鍵等が整備されているもの。
- ④ 両足スタンドであるもの。
- ⑤ かごは金属製で四角型のものを、ハンドルの前に取り付けたもの。
- ⑥ 後ろの荷台は、巾が 20cm 程度のものを取りつけたもの。
- ⑦ 車体の色は、黒・白・シルバー・青・紺系の色のものが望ましい。
- ⑧ スピードメーター・サイドバッグなど不必要なを取り付けていないもの。

- (3) 注意事項

- ① 交通ルール・マナーを守り、安全な運転をする。(部活動遠征時も)
- ② 必ずヘルメットを着用する。夜間は必ずライトを点灯し、夜行たすきを着用する。
- ③ 雨天時は「雨ガッパ」を着用する。
- ④ 鑑札は、反射器の上につけ、定期的な自転車点検を受ける。
- ⑤ 校内では自転車に乗らない。
- ⑥ 自転車置場に整然と置き、鍵(できれば二重ロック)を必ずかける。

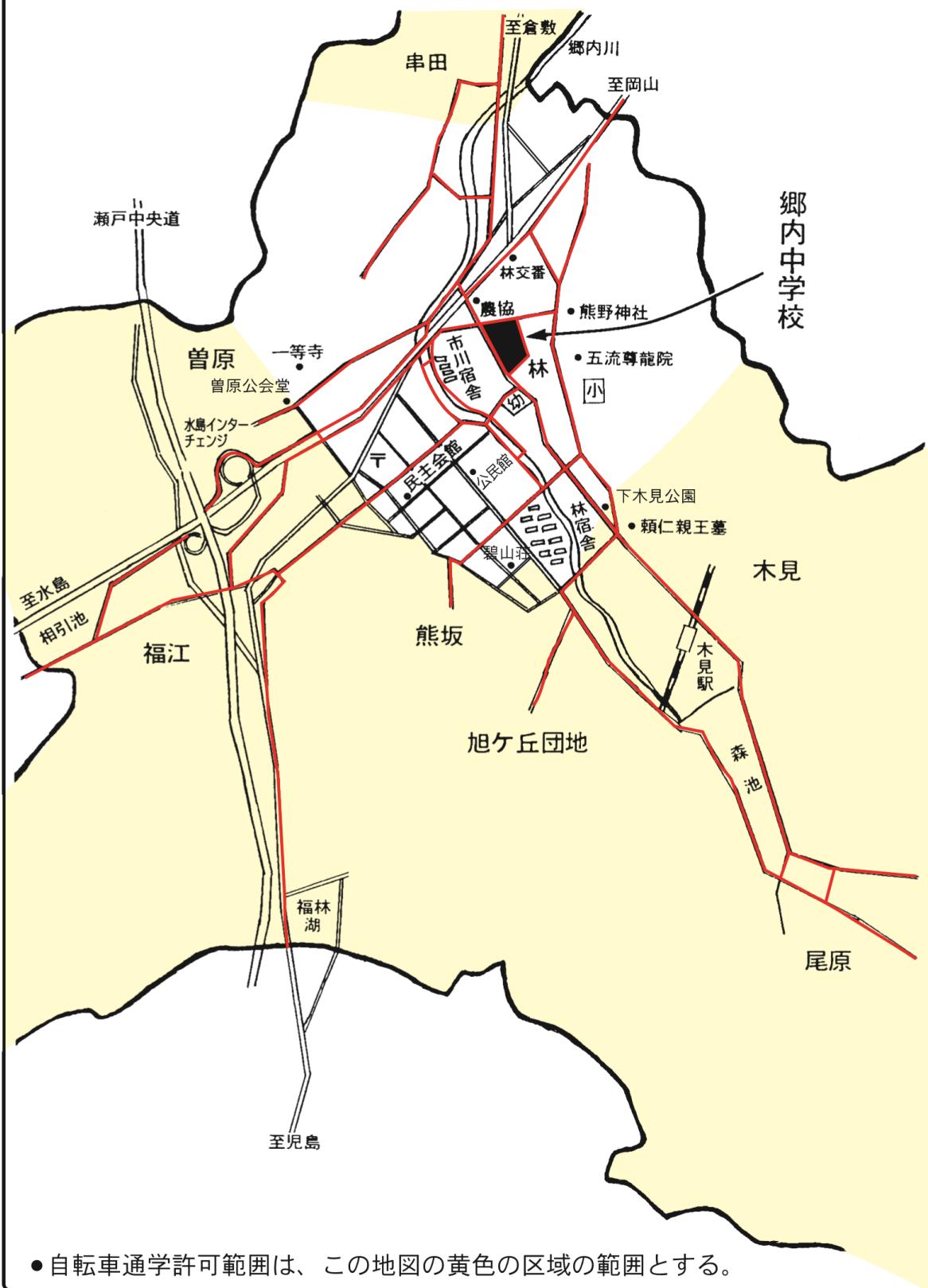
#### (4) 許可までの手続き

- ① 自転車通学の希望確認 ② 許可範囲の審査 ③ 車体検査 ④ 鑑札の交付

※上記規則の守れない生徒は、自転車通学を取り消すことがある。

## 通 学 路

•赤色の道が通学路



### 3 礼 法

- (1) みんなにあいさつと会釈をしよう。(姿勢、返事、大きな声)
- (2) 言葉づかいに気をつけよう。(来客、友達、先生)
- (3) 身だしなみを整えよう。

### 4 服装・頭髪等のきまり

(1) 本校所定の制服を着用する。更衣期間は、気候や各自の体調に合わせて行う。期間のめやす(原則)として、  
11月～4月は冬服、6月中旬～9月中旬は夏服、その他は冬服、夏服、合服いずれでもよい。

#### (2) 制 服 (R7年度～完全移行)

① 冬 服……学校規定のブレザー。制服の下はカッターシャツ、白色丸襟ブラウス。

学校規定のネクタイもしくはリボンを着用する。

② 夏 服……白半袖カッターシャツ、開襟シャツ、白半袖丸襟ブラウス

または白半袖ポロシャツ(ワンポイント不可)

③ 合 服……白長袖カッターシャツ、白長袖丸襟ブラウス

または白長袖ポロシャツ(ワンポイント不可)

④ ズボン……学校規定のズボン。ベルト(黒、紺)をつける。

スカート……学校規定のスカート。丈はひざが全部隠れる長さ。

#### ※注意事項

① 身だしなみに心がける。下着(肌着)を身につける。(健康・衛生面)

② 名札を付け替える。ネクタイ・リボンは夏服、合服の場合はつけなくてもよい。

③ カッターシャツ、ブラウス、ポロシャツの裾を、ズボン、スカートの中にきちんと入れる。

また、首元までボタンをとめる。

④ 袖のボタンをきちんととめる。長袖カッターシャツ、ブラウスの袖まくりは肘まで折りあげる。

⑤ 紫外線対策等、特別な配慮は別途検討する。また、行事等で服装を指定する場合がある。

#### (3) 名 札 (R7年度入学生～新名札)

裏側のクリップまたはピンで、左胸ポケットに常時つける。

#### (4) 下 着(肌着)

白系統の肌着を身につける。(体操服不可、ワンポイントマークTシャツは可)

#### (5) 防寒着

① セーターやカーディガンは、白、黒、紺、グレー等の無地一色とする。袖や裾が制服からはみ出さないように着用すること。(ワンポイント可)

② タイツは、黒、紺、肌色の無地一色とする。ソックスはタイツの上から着用する。

③ 手袋、マフラー、ウインドブレーカーは登下校時に着用してもよい。室内では使用しない。

#### (6) ソックス

男女とも白、黒、紺色。(くるぶしが隠れる長さ、ワンポイントマークは可、ライン不可)

#### (7) はきもの(記名する)

① 通学用・授業用は、白を基調とする運動靴。(学校推奨のシューズ)

② 上ばきは、白を基調とし、かかとがあるもの。

③ 体育館シューズは、学校規定のもの。

## (8) 体操服・体操帽

学校規定の体操服、帽子。(体操服用ネームをつける。記名する。)

- 白半袖・長袖体操シャツ、ハーフパンツ、青トレシャツ・トレパン、体操帽

※体操服用ネームは規定のもの。不足の場合は同様に手作りしたものでもよい。

詳しくは 29 ページを参照すること。

## (9) 頭 髪

中学生らしい清楚で清潔な髪型にする。(変型、染色、脱色等は不可)

- ① 前髪、横髪、後髪は学習や活動の邪魔にならない長さとする。(目、耳、襟)

- ② 女子の長髪の場合は、後ろで 2 カ所あるいは 1 カ所で、黒(紺、茶)ゴムでくくる。または、三つ編みとする。ヘアピンは、黒色のピンで装飾のついていないものを使用する。

※「服装・頭髪等のきまり」についての細目は必要に応じて、生徒指導部より明示します。

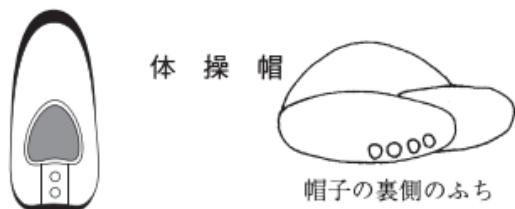
- 服装や頭髪は、流行やファッショニに流されない。

- ワンポイントは 500 円玉程度の大きさ。

### ●名前を書く位置

(所定の位置へ直接書く)

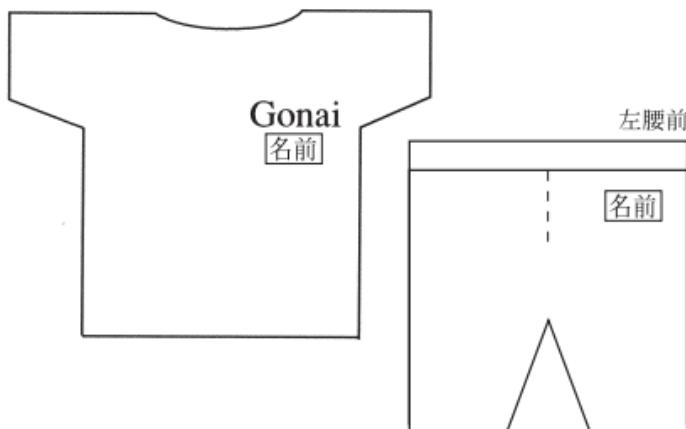
上ばき・下ばき・体育館シューズ



帽子の裏側のふち

### ●体操服用名札（規定のもの）

- トレシャツ・体操シャツ



・トレパンとハーフパンツは、内側に  
ついている名札にも名前を書く。

## 5 校内生活

- (1) 時間を守る。
- (2) 放送の合図があったら静かにし、放送内容をきちんと聞く。
- (3) 校舎内では静かに右側通行をし、みだりに大声を出さない。
- (4) 諸集会は敏速に無言で集まる。
- (5) 教室は整理整頓し、よい学習環境を整え、校内美化に心がける。
- (6) 上履き・下履き・体育館シューズの区別をつける。
- (7) 校内での病気、けが等は先生に連絡する。
- (8) 校具及び公共物を大切に取り扱う。破損した場合は、直ちに先生に届け出る。
- (9) 金銭や物の貸し借りをしたり、他人の物に勝手にさわったりしない。落とし物は先生に届ける。
- (10) 放課後の活動（部活動を含む）をするときは、活動場所に荷物を持って行く。

## 6 校外生活

- (1) 常に郷内中学校の生徒である自覚と誇りをもって行動する。
- (2) 外出について
  - ・服装は、中学生らしいものにする。
  - ・家人に「行き先」、「帰宅時間」、「同伴する人」等を告げる。
  - ・帰宅は日没までにする。
  - ・用事のない夜間の外出、友人宅などに外泊はしない。
  - ・学区の祭りや、夜市は、午後9時までに帰宅する。
- (3) 自転車で外出するときに気をつけること
  - ・交通ルール・マナーを守る。（二人乗り、並進、無灯火等禁止）
  - ・ヘルメットを着用する。
  - ・日没後は、夜光たすきを着用する。
- (4) 携帯電話、インターネット等の使用については保護者と相談のうえ、ルール・マナーを守る。  
ネット犯罪、被害等に巻きこまれないようにする。
- (5) 校外での事故、けが等は先生に連絡、報告する。
- (6) 旅行等で学割が必要な場合は学級担任に届け出る。（学割交付願を使用）
- (7) 特別な事情により、校外での活動に参加する場合には学級担任に連絡し、校長の許可を得る。  
（出席扱い許可申請書）
- (8) 次の場所へは、保護者同伴または許可を得てから出入りすること。
  - ・飲食店　・映画館　・カラオケボックス　・ゲーム場　・ボーリング場　・スケート場
  - ・学区外の祭り、夜市　・海水浴など
- (9) 禁止事項（法律・条例違反等）
  - ・喫煙　・飲酒　・暴力、脅迫行為　・無免許運転　・深夜はいかい　・無断外泊
  - ・危険な遊び（火薬・エアーガン・シンナー等）

## 7 中学校で学力を身につけるために

中学校では小学校の学習を基盤として、社会で求められる力を身につけるところです。また、生涯意欲的に学び続けるために必要な学力を身につけるところでもあります。中学校で身につけるために、次の点について努力しましょう。

- (1) 授業に集中して取り組む。
  - ・準備物をそろえ、気持ちを切り替えて臨む。
  - ・先生の話や友達の発言をしっかり聞き、自分の考えをもつ。
  - ・自分の考えをまとめて発表し、考えを広げ深める。
- (2) 家庭学習の習慣を身につける。
  - ・生活のリズムを整え、帰宅後および休日に学習する時間を確保する。
  - ・宿題は、丁寧に、きちんと取り組む。
  - ・学習した内容を復習する。
  - ・次の日の授業の用意、準備をする。
- (3) テストに真剣に取り組む。
  - ・自分の目標をもち、計画を立てて主体的にテスト勉強に取り組む。
  - ・結果のみにとらわれず、次につなげるよう改善策を考える。

## 8 学習規律

- (1) 休憩時間には次の授業の準備をし、チャイムまでに着席する。
- (2) 授業の始まりと終わりに、学級委員の号令で姿勢を正して、あいさつをする。
- (3) 授業中は私語を慎み、指名されたら「はい。」と返事する。
- (4) 授業中に病気・けが等で活動場所を離れるときは、教科担任の指示に従う。

## 9 テスト

- (1) 学期中に学習内容を確認するテスト（5教科）
  - 1学期 … たしかめテスト（1年）、期末テスト
  - 2学期 … 中間テスト、期末テスト
  - 3学期 … 学年末テスト 1年・2年（3月）、3年（1月）
- (2) 長期休業中の課題内容を確認するテスト
  - ・進級テスト … 2、3年生が春休み明けに行う。
  - ・夏休み課題テスト … 全学年が夏休み明けに行う。
  - ・冬休み課題テスト … 1、2年生が冬休み明けに行う。
- (3) 各学年ともに学習した内容について、到達度を確認するテスト
  - ・習熟度テスト、復習テスト

## 10 テストの受け方

- (1) 定期考查の範囲は1週間前に発表する。
- (2) 定期考查等の時は、出席番号順に着席する。
- (3) 不正行為や疑わしい行為は絶対にしない。
  - ・私語並びに物品の貸し借りはしない。
  - ・机の中に物を置かない。
  - ・カバンはロッカーに入れる。
  - ・質問は、挙手してから行う。
- (4) 答案用紙の配布・回収の仕方。
  - ・問題用紙と解答用紙が配られたら、テスト開始の合図（チャイム）が鳴るまで用紙を裏にしておく。テスト開始で、まず解答用紙に記名してから、問題を解く。

- ・終わりの合図（チャイム）で筆記用具を置き、列の最後の生徒が解答用紙を回収する。（他の生徒は無言）

## 11 諸 届

○ 欠席・遅刻・早退 … 8時20分までに保護者連絡帳で報告する。

※早退の際は、担任、授業担任の先生に伝えて下校する。

○ 校外活動、家族の異動や住所変更等は、学校(担任)に届ける。

※以下の申請書は本校ホームページよりダウンロードできます。

学割交付願申請書、出席扱い許可申請書、罹患報告書

忌引日数	…	両親：1週間	祖父母・兄弟・姉妹：3日	曾祖父母・おじ・おば：1日
------	---	--------	--------------	---------------

生徒旅客運賃割引証（学割証）交付願			校長印	教頭印	担任印
平成 年 月 日					
倉敷市立郷内中学校長様					
保護者氏名 _____ ☺					
次のとおり旅行させますので、学割証の交付をお願いします。					
記					
生徒氏名等	(年 組 番)	年齢	満 歳		
旅行の目的	1 帰省 2 正課の教育活動のため 3 部活動等のため 4 就職又は進学のための受験等 5 見学又は行事への参加 6 健康の治療等 7 家族との旅行 ※該当する番号に○をしてください。				
旅行の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
JR乗車区間	駅から 車まで( 経由)				
乗車券の種類	□ 片道	□ 往復	□ 周遊		
学割証発行日	平成 年 月 日	交付希望枚数	枚		
備考					
(注意事項) 学割証の発行については、日数に余裕を持って申し出てください。					
※ 学校処理欄（記入不要）					
発行年月日	平成 年 月 日	学割証発行枚数	枚	学割証発行番号	
発行者印					

校長	教頭	教務	主任	担任
出席扱い許可申請書				
No. ( )				
平成 年 月 日				
倉敷市立 中学校長様				
大会要項を添えて、次のとおり「出席扱い」の許可を申請いたします。				
保護者氏名 ( ) ☺				
学年組	年 組 番			
生徒氏名				
大会名				
大会期間	平成 年 月 日( )～平成 年 月 日( )			
大会会場				
主催団体名 (教育委員会名等含む)				
共催団体名 (教育委員会名等含む)				
後援団体名 (教育委員会名等含む)				
許可期日	平成 年 月 日( )～平成 年 月 日( )			
【備考】連絡事項（他校の参加者氏名及び中学校名）等、その他				

【令和5年5月8日より】		
学校園長 あて		
罹 患 報 告 書		
住 所		
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
病 名		
診断日	年 月 日	
医療機関名		
診察結果（※1）	年 月 日以降は登校可能	
※1：病名と出席停止の期間の基準を別表でご確認いただき、医師から登校・登園可能と指示された日を、上記「診察結果」にご記入ください。		
※2：「インフルエンザ」及び「新型コロナウイルス感染症」の場合のみ、次の「発症日（症状が出了た日）」「解熱日（新型コロナウイルス感染症は、症状が軽快した日）」は月日をご記入ください。		
（※2）		
発症日	年 月 日	
解熱日 (症状軽快日)	年 月 日	
記入日	年 月 日	
保護者名（白署）		

# 特 別 活 動

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

## 1 学 級 活 動

学級を単位として、学級や学校生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応の育成の助けとなる活動。

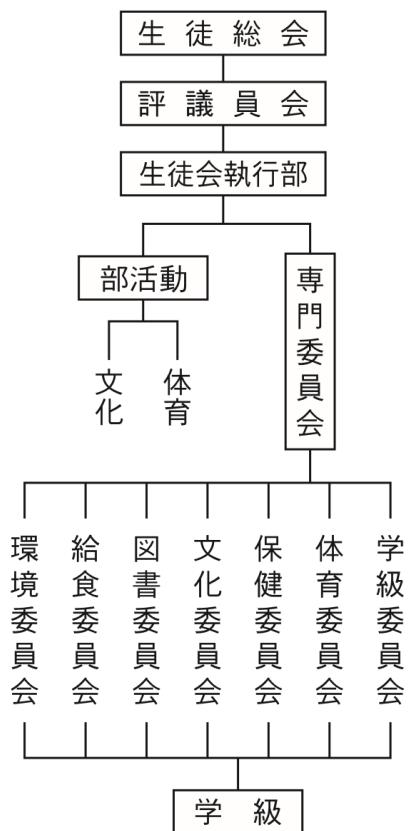
### ○ 活 動 内 容

- ①学級や学校生活の充実と向上に関すること。生活上の諸問題の解決、組織づくりや仕事の分担処理など
- ②個人及び社会の一員としてのあり方、学級生活の充実及び健康や安全に関すること。不安や悩みの解消、望ましい人間関係の確立、自主的な学習意欲や態度の形成、学校図書館の利用、性的発達への適応、学校給食など
- ③将来の生き方と進路の適切な選択に関するこ。進路適性の吟味、進路情報の理解と活用、望ましい職業観の形成、将来の生活の設計、適切な進路選択など

## 2 生徒会活動

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実や完全向上を図る活動を行う。

### (1) 組 織



### (2) 各委員会の種類とその主な活動

- |                |   |
|----------------|---|
| 評議員会・<br>執 行 部 | ○予算案、決議案の作成<br>○生徒総会・生徒会行事の企画、<br>学校行事への参画<br>○その他、会員より提出された問<br>題についての協議対策 |
| 学級委員会          | ○学級・学年に関する活動の計画<br>と運営  |
| 体育委員会          | ○体育関係行事の計画と運営   |
| 保健委員会          | ○保健衛生に関する活動の計画と<br>運営   |
| 文化委員会          | ○文化的行事、報道活動の計画と<br>運営   |
| 図書委員会          | ○図書に関する活動の計画と運営   |
| 給食委員会          | ○給食に関する活動の計画と運営   |
| 環境委員会          | ○校内美化に関する活動の計画と<br>運営   |

## 3 学 校 行 事

全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に役立つ体験的な活動を行う。主な学校行事予定については、年間行事予定や配付される便りを参照すること。

## 体 育 館 使 用 規 定

- 1 体育館の使用は授業・部活動等、先生の指導、許可があるときのみとする。
- 2 鍵の開錠、施錠は必ず教員が行う。
- 3 体育館は玄関から出入りする。(下足は体育館外で脱ぐ)
- 4 体育館使用のときは体育館シューズ(体育館専用)をはく。(玄関をあがったところで履きかえる)
- 5 許可なく電源・施設・備品などにさわらない。また、管理室・倉庫・放送室に無断で入室しない。  
ギャラリー・玄関の屋上には必要なとき以外上がらない。
- 6 フロアに傷をつけたり、水や砂を落としたりしない。
- 7 ネットにぶら下がったり、カーテンを粗末に扱ったりしない。
- 8 破損や異常があった場合は、直ちに先生に届ける。
- 9 更衣室・シューズボックスに私物を置かない。
- 10 器具・用具の使用は、先生の許可を得る。
- 11 使用後は、次のことをきちんとする。
  - (1) 使用した器具・用具は、所定の場所へ整理整頓する。
  - (2) モップ掛け、清掃を行い、戸締まりを厳重にする。

## 武 道 場 使 用 規 定

- 1 シューズでの活動は原則禁止する。素足で畠、フロアに上がる。入口ホールに履き物を整頓する。
- 2 その他は体育館使用規定に準ずる。

## 図 書 閲 覧 貸 出 規 定

◇ 本校図書館の分類は日本十進分類法による。

- 1 館内では他の人の閲覧のさまたげにならないように、次の事項を守りましょう。
  - (1) 閲覧する前に手を洗い清潔にする。
  - (2) 姿勢を正しくして、静かに読む。
  - (3) 閲覧後、本は必ず元の位置に返す。
  - (4) 館内では司書の指示に従う。
- 2 館外貸し出しについては、次の事項を守りましょう。
  - (1) 貸し出しは一人3冊1週間とし、引き続き借りるときはもう一度貸し出し手続きをとる。
  - (2) 雑誌と禁帯出ラベルの本は持ち出しを禁止する。(他の本も無断持ち出しは厳禁)
  - (3) 本の借り方……借りる本をカウンターに出し、手続きをしてもらった後受け取る。
  - (4) 本の返し方……返す本をカウンターに出す。
  - (5) 本への書き込み、本の切り抜き、又貸しはしない。
  - (6) 本の破損・紛失については、担任と司書に申し出る。

### 3 開 館 時 間

月曜日～金曜日 昼休み、放課後……午後4時50分まで

◇ 休業中の開館日は別に指示する。

# 学 校 保 健

## 1 保健室での処置

### (1)内科的なもの

- 学校では飲み薬を与えることはできない。(薬は医師の指示によって服用すること。)
- 保健室での休養は原則として1時間とする。
- 教室での勉強が続けられない場合は学校から家庭に連絡をする。自宅に保護者が不在でも連絡がつくよう  
に第2、第3の連絡場所を担任に連絡しておく。また、本人も知っておく。

### (2)外科的なもの

- 保健室の処置はあくまで応急処置である。その後の処置は、家庭又は病院で行う。
- 直ちに専門医の治療を必要とする場合、原則として保護者に連絡してから医療機関へ連れて行く。
- 保健室だけの処置で経過観察を必要とする時は、家庭へ連絡をする。その後の処置は必要に応じて医療機  
関で治療する。受診した場合は必ず学校へ連絡する。

## 2 出席停止について

次の感染症と診断されたら、直ちに学校へ届ける。発症日から登校可能となるまでの期間、出席停止となる。  
登校の際に保護者が作成した罹患報告書を学校へ提出する。

### < 学校園において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準 >

学校保健安全法施行規則第18条、19条

種	病名	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで  感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなす。
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザは除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。 (発症日は0日と数える。)
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快(※)した後1日を経過するまで。 無症状の場合は、検体採取日から5日を経過するまで。 (発症日は0日と数える。)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	第3種と同じ扱い。
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	結核及び第3種の感染症にかかった者については、病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

◎出席停止の期間は、感染症の種類に応じて基準が定められていますが、症状には個人差がありますので、医師の診断に基づいて登校するようにご留意ください。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。

### 3 日本スポーツ振興センターについて

学校管理下(授業中、登下校、行事、休憩時間、部活動等)で不幸にしてけがをしたときの救済制度である。

これは、保護者の同意を得て倉敷市と日本スポーツ振興センターが契約して、けがをした生徒の保護者に対して法令の定めに従って医療費が支払われるものである。中学生までは子ども医療助成制度が適用されるため、医療保険並みの療養に要する額の10分の1相当額の給付となる。

#### (1) 日本スポーツ振興センター 1年間の掛け金(昨年度)

中学生……935円 [保護者負担…460円、設置者負担(倉敷市)…475円]

#### (2) 給付金の種別

ア 医療費……医療保険適用の医療費総額5,000円以上が対象となる。

イ 障害見舞金……けがが治っても、日常生活に支障を来す場合、その障害の程度により支給される。

ウ 死亡見舞金

ただし、第三者から損害賠償を受けたときは、その金額を差し引かれる。(相手のある交通事故など)

#### ※ 手続き上の留意点

ア 学校内でのけがで治療を受けた時は、必ず担任か、部の顧問へ届ける。

イ 柔道整復師の治療については、保険適応であれば給付される。

ウ 保険外診療(歯科治療等)は、給付の対象にならない。

エ 災害共済給付を受ける権利の時効は2年となるので、手続きを忘れないようにする。

### 4 その他

○ 定期健康診断の結果、専門医による治療や精密検査が必要なものは、速やかに治療を受けて学校生活が楽しく能率的に過ごせるようにする。

○ 心や体のことで、心配なことは気軽に相談しよう。

# 給 食

## 1 ね ら い

学校給食を通して、健康で明るく節度ある学校生活の充実を図る。

○適切な栄養摂取による健康の保持増進を図る。

○日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養う。

○学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。

○食生活を通して、自然を尊重し、環境の保全に関心を持つ。

○食物を大事にし、食にかかる人々への感謝の心を育てる。

○わが国や各地域の伝統的な食文化についての理解を深める。

○食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く。

## 2 意 義

学校給食はただ単に食事をするのではなく、学校の教育活動の一環として位置づけ、生徒指導の基本理念として「食事はいただくもの」という「心」を育てる。

## 3 要 領

(1) 机・配膳台を拭く。

(2) 当番は身じたくをし、東側階段を通って給食場へ行く。当番ではない人は手洗いを済ませておく。

(3) 給食当番の仕事(準備)

ア 給食エプロン・帽子・マスクを着用して給食場へ行き、手を洗い、アルコール消毒をする。

イ 給食場で学級表示を確認し、食器・食かん(おかず)・牛乳・主食等を安全にこぼさないように教室へ運ぶ。

ウ 当番の役割分担を確認し、協力して能率よく配膳する。

エ 食器・パン・牛乳等が不足しているときは給食場に取りにいく。

(4) 給食委員の合図で、作法を守って楽しくいただく。放送は静かに聞く。

(5) 感謝の気持ちをもって、残さずいただくようにする。どうしても残った食物は指定された容器へ入れ、給食場へ返す。

(6) 給食当番の仕事(片づけ)

東側階段を通って運び、決められた位置にきちんと返す。

ア 給食で出た「ゴミ」は、袋に入れ小さくまとめて給食場へ返す。

イ 果物の皮、プラスチック容器、残菜、しゃもじ、スプーン、箸、おたま等は、きちんと分ける。ヨーグルト等の容器は重ねて、袋に入れる。

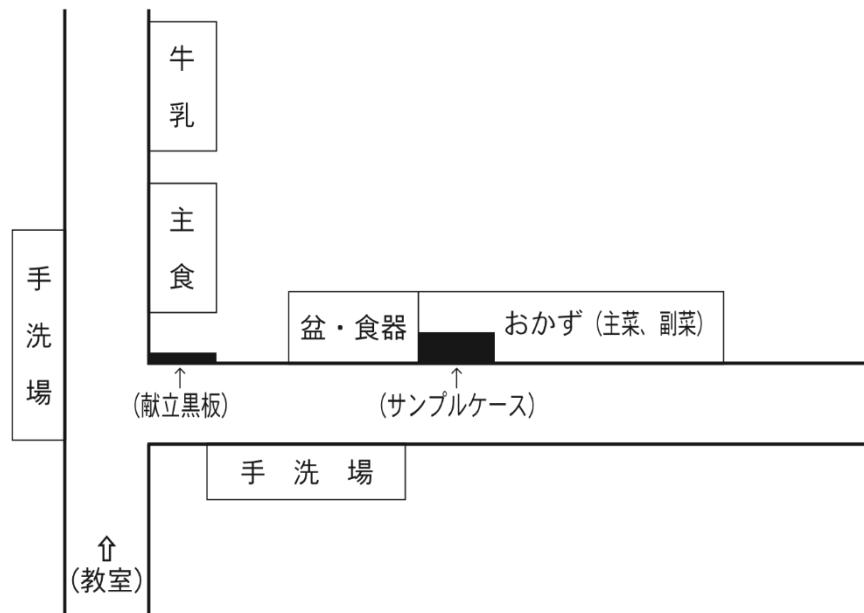
ウ ごはん・パン・麺の容器は、とのカウンターへ返す。ごはんの容器は水を入れて返す。

エ 牛乳びんは、ふたをして返し、空びんとそうでないものに分けてケースに移しかえ、いっぱいになったら重ねる。

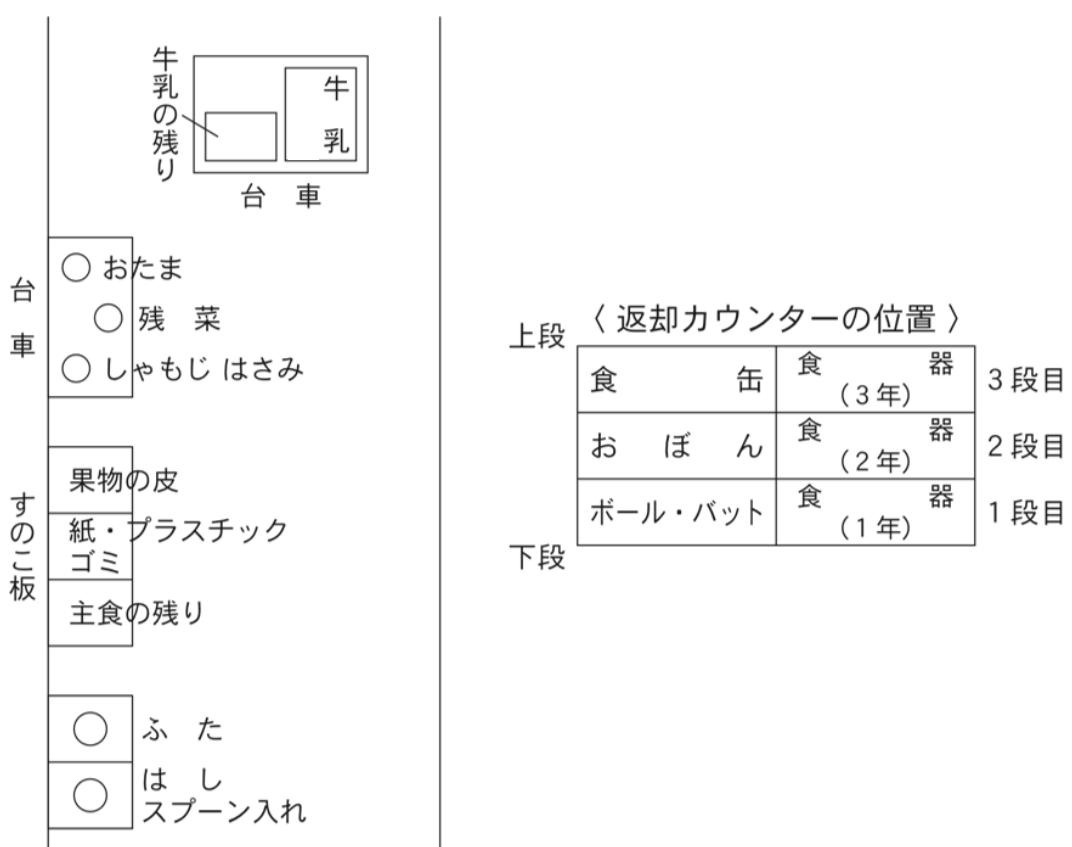
## 4 その他の

- (1) 朝の会で、衛生チェックをする。
- (2) 病気・けがなどで長期に欠席(一週間以上)するときは、給食を止めることができる。
- (3) 給食エプロンは、金曜日に持ち帰り、洗濯をして次週の月曜日に持参する。
- (4) 給食に出たものは持ち帰らない。

### 準備時



### 返却時



# 清掃

美しく整った環境の中でこそ、快適で落ち着いた学校生活を送ることができる。環境を整えるとともに、私たち自身の心も美しく磨こう。

## 教室

- 1 授業後、全員で机を運ぶ。
- 2 ごみを掃き、床の汚れをふく。
- 3 床のからぶきをする。
- 4 机をもとにもどし整とんする。
- 5 机、配膳台などを水ぶきする。
- 6 黒板、黒板ふき、粉受けをきれいにする。

## 特別教室

教室の清掃の仕方に準ずるが、細かいことは、監督の先生の指示に従う。

## 窓

- 1 普段はからぶきをする。
- 2 汚れのひどい時は、水ぶきをしてから、からぶきをする。

## 廊下、階段、流し

- 1 すみずみまでごみを掃きとる。
- 2 タイル、コンクリート台などを水ぶきする。
- 3 流しをタワシで磨き、ごみを取り、清潔にしておく。

## 便所

- 1 床は掃いたあと、ぞうきんで水ぶきして磨く。
- 2 便器は柄つきタワシで磨き、水洗いする。
- 3 トイレットペーパー、ビニール袋などを補充する。
- 4 手洗い場を磨き、水気をふきとる。

## 校舎の外

- 1 ごみを掃き取る。
- 2 草抜きをする。
- 3 びん、空き缶などを拾い、ゴミステーションの所定の場所に入れる。

## ごみ捨て

- 1 ごみは、それぞれに分別する。
- 2 原則、木曜日の掃除時間に収集場所(東倉庫)へ持って行く。

## 諸 経 費 に つ い て

### 1 毎月の集金額(令和6年度) 《令和7年度は4月中旬ごろにお知らせします。》

- 4・5月分(5月に集金) … 1年 17,000円、2年 16,000円、3年 17,000円
- 6・7・10・11・12月分 … 1・2・3年 10,500円
- 8・9月分(9月に集金) … 1・3年 13,000円、2年 11,000円
- 1・2・3月分 … 給食費、教材費を調整して集金します。

#### 《1月分の内訳》

- (1)諸会費 PTA会費 600円、生徒会費 150円
- (2)給食費 6,300円 (4月分に年間給食運営費 500円を含みます。8月は1,800円集金します。2・3月に過不足を調整します。)
- (3)教材費 4・5月分 1年 2,900円、2年 1,900円、3年 2,900円  
6・7・10・11・12月分 …… 1・2・3年 3,450円  
8.9月分 …… 1・3年 3,400円、2年 1,400円  
1・2・3月分…過不足を調整して集金します。
- (4)口座振替手数料 100円 (口座振替の方のみ、毎月の集金額に加算されます。引き落としできなかった場合にも必要です。)

### 2 学校行事(修学旅行等)の費用は、別途集金します。

### 3 その他

- 集金袋は領収書になりますので、紛失しないようにしてください。
- JA晴れの国岡山の口座振替は、原則として1日です。
- 現金集金日は、原則として口座振替日から3日後です。朝の会で集金袋を担任の先生に提出してください。  
集金日は、朝の部活動は中止です。釣銭のいらないようにしてください。

## 学 用 品 等 の 購 入 に つ い て

学校指定の学用品等は、次の店で扱っています。

- 阿 那 屋 TEL 485-0164 (学校でも購入できます。)

体 操 帽	1,500円
-------	--------

- キムラユニフォーム TEL 485-0187

ト レ パ ン	4,500円～	半袖体操シャツ	2,700円～	ネ ク タ イ	2,450円
ト レ シ ャ ツ	5,600円～	長袖体操シャツ	2,900円	リ ボ ン	1,950円
ハーフパンツ	3,400円～	上 ば き	1,900円	ボ タ ン	110円

- 日 本 被 服 TEL 473-2111

ネ ク タ イ	2,450円	リ ボ ン	1,950円	ボ タ ン	110円
---------	--------	-------	--------	-------	------

【学校で注文できるもの】 窓口 教頭先生

ヘルメット	2,750円	ナップサック	3,250円	体操服用ネーム	960円
体育館シューズ	3,000円	体育館シューズ袋	350円		
生徒証明書	600円	名 札	500円		

※価格は税込み

# 部 活 動

## 1 ねらい

自ら選んだ部活動において、共通の目的に向かって活動することにより、好ましい人間関係を培うとともに、心身を鍛え、技能の向上を図る。

## 2 活動の重点目的 「マナーの徹底と忍耐力の養成」

1. あいさつをする。
2. 練習場の美化に努める。
3. 服装を整える。
4. 交通マナーを徹底する。
5. 最後まで全力を尽くす。

## 3 種類

○ 運動部：野球、ソフトテニス、バレーボール、陸上競技

○ 文化部：吹奏楽、美術

※生徒数、教員数により変更することがある。

## 4 活動時間

○ 平日は2時間（朝練習を含む）、休日は3時間活動することができる。

○ 最終下校時刻について

- ・ 平日 4月～総体まで … 18:00（活動終了 17:45）  
総体後～新人戦まで … 17:30（活動終了 17:15）  
新人戦後～1月 … 17:00（活動終了 16:45）  
2月～3月 … 17:30（活動終了 17:15）

○ 朝練習について

- ・ 教員、部活動指導員の指導のもとに 7:30～8:10 まで行うことができる。  
(※季節や学校、部の状況に応じて中止をする場合がある。)

○ 活動休止日について

- ・ 水曜日は原則行わない。
- ・ 定期考査の1週間前からは行わない。

## 5 入部方法

○ 1年生の4月は仮入部（朝練習なし、放課後は午後5時まで）とし、5月1日から正式入部とする。

○ 入部届に必要事項を記入の上、学級担任→顧問の先生に提出する。

※やむを得ず退部する場合は、所定の手続きをとること。

## 6 活動場所・更衣場所・荷物置場

- 野球部…グラウンド・クラブハウス
- ソフトテニス部… テニスコート・クラブハウス
- バレーボール部…体育館・更衣室
- 陸上競技部… グラウンド・クラブハウス
- 吹奏楽部…音楽室
- 美術部…美術室

※活動後の使用場所の清掃・整備、道具の後片付け、戸締まりをきちんとする。

## 7 昼 食

- 弁当持参を原則とする。やむを得ない場合には、学級担任・顧問に申し出ること。
- 水筒(中身はお茶かスポーツドリンク)を原則とし、ペットボトル、食べた後のゴミは必ず持ち帰る。
- 部ごとに顧問から指示された場所で昼食をとり、昼食後はきれいに清掃する。

## 8 そ の 他

- 事故が発生した場合は、すみやかに連絡をとり、万全を期すこと。
- 熱中症対策として、スポーツドリンクを持参してもよい。
- 次の場合、部活動の練習を一時停止、または奉仕作業をすることがある。
  - ①学校規則、交通ルール・マナー等を守れないとき。(特に下校時刻、夜光たすき着用、迷惑行為など)
  - ②ジュース類、お菓子類などを学校内・通学時・対外試合等で口にしたとき。
  - ③施設使用に違反があったとき。使用場所の清掃・片付けができるていないとき。

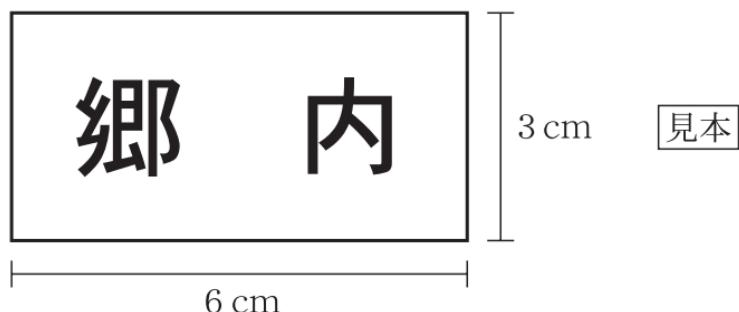
令和 年度 入部届					
令和 年 月 日					
【生徒】					
( ) 年 ( ) 組 ( ) 番 氏名 ( )					
私は、郷内中学校 ( ) 部に入部します。					
私は、顧問の先生の指示と、約束事を守り真剣に活動します。					
【保護者】					
上記の部に、入部することに同意します。					
保護者氏名 ( ) 印					
住所：倉敷市 電話： -					

# 体操服及び体操服ラスター名について

体操服およびネームについて次の通りお願いいたします。中学校入学後、授業や健康診断等で使用しますので、できるだけ早い時期にご準備いただければと思います。なお、体操服、ラスター名は入学後に配布いたしますので、ご協力よろしくお願いします。ご不明な点があれば中学校の方へご質問ください。

## 記

1. 体操服ネーム 白布(横 6cm × 縦 3cm) に青色文字のネーム。(5枚セットで販売)
2. 取付場所  
(下図)
  - ・白体操シャツ(半・長袖)、青トレシャツは左胸(マーク)の下。
  - ・ハーフパンツ、青トレパンは左腰前。
3. 実施 4月中にすべての体操服につける。
4. その他
  - ・ネームが不足の場合は、教頭先生へお申し出いただき、追加購入していただくか、ご家庭で作製してくださっても結構です。作製される場合は下記の見本と同じ様式の白布に、マジックで名字を書いてください。
  - ・ネームは名字しかありません。体操服の裏にも必ずフルネームをご記入ください。
  - ・体育の授業は活動内容・季節により、半・長袖白体操シャツにハーフパンツまたは青トレシャツ・トレパンを組合せて着用します。長袖白体操シャツは、けが防止や紫外線対策などに有効です。



5. 取り付け場所
    - 体操服用名札(規定のもの)
      - トレシャツ・体操シャツ
- 左腰前
- 名前
- Gonai  
名前
- 名前
- 左腰前
- ・トレパンとハーフパンツは、内側についている名札にも名前を書く。